



# 社長のための 経営雑学

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第 472 号

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006 大阪市城東区野江4丁目1番6号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

## 「70歳雇用」が努力義務となる意味 マネジメントも福利厚生もニューノーマルに

今年3月に成立した改正高年齢雇用安定法（2021年4月施行）には、継続雇用制度が盛り込まれた。高齢者の働く機会が確保された意味と、企業がどのような対応を余儀なくされるか考えてみたい。

まず、高齢者の就業機会が確保されることで、人手不足の解消効果が期待できる。人口減少が加速度的に進み、生産年齢人口も減少し続けているのだから、75歳以上に近づく人口のボリュームゾーンから労働力を生み出さなければならないのは自明の理だ。家電量販店大手のノジマが、最長80歳まで雇用延長を決め話題となつたが、インパクト狙いではなく危機感の発露からの施策なのではないだろうか。

一方、高齢者に労働力が偏ることで、これまでにない問題が生じる可能性がある。たとえば、「年上の部下」は今でも珍しい存在ではないが、部署内でマネジメント職以外の全員が65歳以上になることもあり得る。

そうなると「高齢者マネジメント」に特化した研修プログラムをマネジメント人材向けに実施する必要も出てくる。

そして、福利厚生面ではメディカルヘルスケアのより一層の充実が求められる。

健康診断の内容も、従来と同一というわけにはいかない。がんを抱えながら働く人材も珍しくなるだろうから、多職種の医療ネットワークとの緊密な連携も必要になるかもしれない。

問題は、これらが遠い未来の話ではないということ。

採用戦略も大切だが、同時にマネジメント職の研修や、医療面での福利厚生の充実を図れるかどうかが、企業の持続可能性を左右するのではないか。

## ふるさと納税寄附額は7年ぶり減過度な返礼品競争に一定の歯止め

ふるさと納税は、自分の生まれ故郷だけでなく応援したいどの都道府県・市区町村に対する寄附でも対象に、寄附金のうち2000円を超える部分について一定上限まで原則、所得税・個人住民税から全額が控除される。

総務省が公表した「ふるさと納税に関する現況調査」では、2020年度課税における寄附額が約4875億円で前年度の約0.95倍となり、7年ぶりに減少したことが明らかになった。

調査は、昨年1月から12月までの1年間に行われたふるさと納税について、2020年度課税で控除対象となる額や寄附者数をとりまとめたもの。

ふるさと納税の寄附額は前年度の約5127億円から約4875億円へと4.9%減少した。

これは、「返礼品の返礼割合3割以下」かつ「返礼品は地場産品」との基準を満たした自治体を特例の対象とする新制度が2019年6月から始まり、過度な返礼品競争に一定の歯止めがかかった結果とみられる。

ふるさと納税に係る住民税控除額は約3265億円から約3391億円へと約1.04倍に、控除適用者数は同約395万人から約406万人へと約1.03倍になり、いずれも微増となった。ふるさと納税の寄附額は、一定上限まで原則、所得税・個人住民税から全額が控除されるわけだが、その分、寄附者が多く住む自治体ほど減収額が大きくなる。

ふるさと納税に係る住民税控除の適用状況を都道府県別にみると、「東京都」が断然トップとなった。

「東京都」の住民の控除適用者数は約84万人で、その住民税控除額は約859億円にのぼった。